



学校における特別支援教育 及び 就学までの流れ

岐阜市教育委員会
学校指導課 特別支援教育担当

今日の内容

- 1 特別支援教育とは
- 2 学校における特別支援教育の場
- 3 判定について
- 4 就学先決定までの流れ
- 5 望ましい就学先決定のために
- 6 Q&A



Ⅰ 特別支援教育とは

Ⅰ 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

Ⅰ 特別支援教育とは

つまり・・・

発達に気がかりのある幼児児童生徒が、
一人一人に応じた支援・指導を受けることによって、
もっている力を最大限に伸ばし、
積極的に自立し社会参加できることをめざす



2 学校における特別支援教育の場

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

① 通常の学級

- ・ユニバーサルデザインの授業づくり

※どの児童生徒にも効果的な支援

整備された環境…教室前面には集中を欠くような掲示物は貼らない など
見通しのもてる学習…1時間の授業（学習活動）の流れが示してある など
視覚的支援 … 口頭による説明だけでなく、見てわかりやすい資料の併用
タブレットの活用 など

- ・合理的配慮の実施

※個に応じたきめ細かな支援

席の配慮、グループの配慮、宿題の量や内容の調整、マス目の大きさ、ルビ、
デージー教科書の使用 タブレットの活用 など

2 学校における特別支援教育の場

通常の学級には

★ハートフルサポーター

全小中学校に配置

通常の学級に在籍する児童生徒への支援

その子にとって必要な学習面や生活面の一部について支援を行う。

<令和5年度>

- ・小学校に96名
- ・中学校に32名

※各学校に1～3名の配置。

支援対象児童生徒の特に配慮に必要な時間を中心に、支援を行っている。

学校ごとの配置数は、毎年変動がある。

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

② 通級指導教室

通常の学級に在籍している児童生徒に対して、概ね週1～3時間程度、障がいに応じた専門的な指導を行います。

【言語障がい通級指導教室】

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う

- ・正しい音の認知
- ・口腔機能を高める
口の動き、舌の動き
- ・構音の改善
- ・コミュニケーション など

【LD・ADHD等通級指導教室】

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う

- ・自他の感情理解、状況理解
- ・情緒の安定、行動調整
- ・人間関係の形成
- ・コミュニケーション
- ・視覚、聴覚、体幹等の
トレーニング など

2 学校における特別支援教育の場

<R5年度 通級指導教室設置校>

	小学校			中学校
言語障がい	明郷小 (4) 長良小 (2) 柳津小			
LD・ADHD等	徹明さくら小 日野小 三里小 則武小 (2) 岩野田小 茜部小 (2) 西郷小 厚見小 (2) 早田小 三輪南小 長森西小 岩野田北小 柳津小	華陽小 島小 鷺山小 長森南小 黒野小 鶉小 市橋小 長良西小 合渡小 城西小 (2) 芥見東小 長森東小	★明郷小 ★長森北小 ★岩小 ★且格小 ★七郷小 ★鏡島小	本荘中 長森中 加納中 岐北中 島中 草潤中 (2) ★精華中 ★岩野田中 ★厚見中

★巡回指導

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

③ 特別支援学級

障がいの状態や特性に配慮しながら、小学校に準じた教育を行います。
きめ細かな対応ができるように、少人数の編成がされています。
指導内容によっては、通常の学級の児童と一緒に学習することもあります。

◆知的障がい

- ・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難である程度のも

◆自閉症・情緒障がい

- ・ 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ・ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

2 学校における特別支援教育の場

◆ 肢体不自由

- ・ 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のももの

◆ 難聴

- ・ 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のももの

◆ 病弱

- ・ 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のももの
- ・ 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のももの

2 学校における特別支援教育の場

<R5年度 特別支援学級設置校>

障がい種	小学校	中学校
知的障がい	4 2校 4 9学級	2 2校 2 6学級
自閉症・情緒障がい	4 3校 7 1学級	2 1校 3 1学級
肢体不自由	市橋小学校	精華中学校
病弱（院内学級）	本荘小学校 長森北小学校 黒野小学校	本荘中学校 長森中学校 岐北中学校
難聴	明郷小学校	岐阜中央中学校

*該当障がい種の特別支援学級が居住地の学校に設置されていない場合は、自宅住所から一番近い学校へ通う。指定学校区変更届の手続きが必要。

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【知的障がい特別支援学級】

○教科の学習

一人ひとりの実態に応じた内容（下学年の内容も取り入れる）

○生活単元学習

自立的な生活に必要な事柄を体験的・総合的に学習する。
教科等を合わせた指導

○作業学習（中学校）

○自立活動

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学級の学習内容>

【自閉症・情緒障がい
難聴 肢体不自由 病弱 特別支援学級】

基本的には通常の学級のカリキュラムと同じ

○自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養う。

- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション など

2 学校における特別支援教育の場

【小学校】

◆ 通常の学級

◆ 通級指導教室

(言語障がい、LD・ADHD等)

◆ 特別支援学級

(知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱)

【特別支援学校】

(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱)

2 学校における特別支援教育の場

④ 特別支援学校

可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、手厚くきめ細やかな教育を行います。

◆視覚障がい

- ・両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

◆聴覚障がい

- ・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

2 学校における特別支援教育の場

◆肢体不自由

- ・ 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等の日常生活における基本動作が不可能又は著しく困難なもの
- ・ 上記の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

◆病弱

- ・ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

◆知的障がい

- ・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- ・ 上記の程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学校の学区>

◆視覚障がい

○岐阜県立岐阜盲学校（市内全域）

◆聴覚障がい

○岐阜県立岐阜聾学校（市内全域）

◆肢体不自由

○岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校（市内全域）

- ・岐阜県立羽島特別支援学校（国道21号線以南）
- ・岐阜県立関特別支援学校（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（羽島、関特支の通学対象地域を除く）

2 学校における特別支援教育の場

<特別支援学校の学区>

◆病弱

○岐阜県立長良特別支援学校（市内全域）

- ・岐阜県立羽島特別支援学校（国道21号線以南）
- ・岐阜県立関特別支援学校（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（羽島、関特支の通学対象地域を除く）

◆知的障がい

○岐阜市立岐阜特別支援学校（市内全域）

- ・岐阜県立羽島特別支援学校（国道21号線以南）
- ・岐阜県立中濃特別支援学校（三輪、藍川北、藍川東、藍川中校区）
- ・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校（羽島、中濃特支の通学対象地域を除く）

3 判定について

3 判定について

◆どんな判定があるの？

- ・ 特別支援学校（該当障害種）で指導することが望ましい
（視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 知的障がい）

- ・ 特別支援学級（該当障害種）で指導することが望ましい
（知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由 難聴 病弱）

- ・ 通級指導教室（該当障害種）に通級することが望ましい
（言語障がい LD・ADHD等）

- ・ 通常学級で留意して指導する

3 判定について

◆誰が

岐阜市教育支援委員会 30名

学識者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、
小・中・特別支援学校教員

◆いつ

個別の就学相談会（10月末～11月初→委員会:11月10日）

※夏の就学相談会（6月末→委員会:7月27日）

◆どのような方法で

「総合的判断」

- ・ お子さんの状態
- ・ 教育上必要な支援の内容
- ・ 専門家の意見
- ・ 本人、保護者の意見
- ・ 地域における教育体制整備の状況

4 就学先決定までの流れ

4 就学先決定までの流れ

岐阜市の特別支援教育

特別支援学校
特別支援学校に入学し、特別な学びの機会を保障し、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行います。

- ・ 障害種別が広い
- ・ 学習環境が充実している
- ・ 療育が充実している
- ・ 生活指導が充実している
- ・ 地域連携が充実している

特別支援学級
特別支援学級に在籍し、特別な学びの機会を保障し、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行います。

- ・ 障害種別が広い
- ・ 学習環境が充実している
- ・ 療育が充実している
- ・ 生活指導が充実している
- ・ 地域連携が充実している

支援の場

通級指導教室
小学校の通常の学級に在籍し、通級指導教室で特別な学びの機会を保障し、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行います。

- ・ LD・ADHD等
- ・ 特別支援学級

通常の学級
小学校の通常の学級に在籍し、必要に応じて特別な学びの機会を保障し、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行います。

一人ひとりのニーズに応じた教育的支援のために

岐阜市教育委員会

学校における適切な“支援の場”の決定までの流れ

○ 早期に検討・対応することが、お子さんのニーズに応じた教育的支援につながります。

新就学児 5・6歳

5月～6月 ◆ 就学に関する学習会
就学までの流れについての説明
希望者

6月末(4日間) ◆ 夏の就学相談会
支援を受けるにあたっての相談
希望者

9月～10月 ◆ 就学時健康診断
健康診断と発達の検査
新就学児全員

10月～11月(8日間) ◆ 個別の就学相談会
適切な支援の場についての個別相談
申込者

11月 ◆ 岐阜市教育支援委員会
一人ひとりのニーズに応じた就学の場を総合的に判断する委員会
※医師や関係行政機関の職員など
※判別結果は通知もしくは郵送にて通知

2月～3月 ◆ 入学・入級・通級先の決定
※保育所の意向確認

4月 ◆ 入学
支援スタート

様々な判断

- ・ 特別支援学校(該当者がいない)
- ・ 特別支援学級(該当者がいない)で指導することが望ましい
- ・ 通級指導教室に通級することが望ましい
- ・ 通常の学級で留意して指導する

主催・申込
● エールぎふ
● 市教育委員会
※申込は各保育所、エールぎふへ

案内・周知
● 広報ぎふ

会場
● 市内2か所
※内1回は参加が自由・教育充実
※オンラインでも参加できます

● 市教育委員会

● 各家庭に郵送で通知
● 広報ぎふ

● 岐阜市教育研究所
※岐阜市庁見

● 各小学校

● 岐阜市教育委員会

● 相談日を郵送で通知

● 岐阜市教育研究所
※岐阜市庁見

● 判別結果は通知もしくは郵送にて通知

● 発達についての相談は、担任もしくは特別支援教育コーディネーターが窓口となります。
※特別支援教育コーディネーターは、校内の特別支援教育の推進役であり、関係者との連絡調整、保護者との就学相談を行います。

● 判定が出れば、年度途中であっても入級や通級をすることができます。

※H31.4より岐阜市就学指導委員会から名称を変更しました。

※随時ご相談ください

▼ 学校内での相談

▼ 教育支援委員による参観・相談

▼ 教育支援委員会の判断・市の判定

▼ 入学・入級・通級先の決定・支援スタート

支援スタート

在学児童・生徒



岐阜市教育委員会 特別支援教育のホームページ

4 就学先決定までの流れ

学校における適切な“支援の場”の決定までの流れ

○ 早期に検討・対応することが、お子さんのニーズに応じた教育的支援につながります。

5月～6月

6月末(4日間)

9月～10月

10月～11月(8日間)

11月

2月～3月

4月

新就学児

5・6歳

◆ 就学に関する学習会

就学までの流れについての説明

● 支援を検討されている場合

希望者

◆ 夏の就学相談会

支援を受けるにあたっての相談

● 特別支援学校希望者のみ判定可

希望者

◆ 就学時健康診断

健康診断と発達の検査

新就学児全員

◆ 個別の就学相談会

適切な支援の場についての個別相談

申込者

◆ 教育支援委員会の判断に基づき市が判定

※ 岐阜市教育支援委員会

● 一人ひとりのニーズに応じた就学の場を総合的に判断する委員会

※ 医師や関係行政機関の職員など

(判断の根拠)

- 障がいの種類や程度
- 発達検査の結果
- 医師の診断
- 集団での様子
- 必要な支援の内容
- 本人や保護者の意見

様々な判定

- 特別支援学校(該当者がい種)
- 特別支援学級(該当者がい種)で指導することが望ましい
- 通級指導教室に通級することが望ましい
- 通常の学級で留点して指導する

◆ 入学・入級・通級先の決定

◆ 入学

支援スタート

● 保護者の意向確認
● 判定結果は電話もしくは郵送にて通知



主催
申込

- エールぎふ
 - 市教育委員会
- ※ 申込は各保育機関、エールぎふへ

● 市教育委員会

- 広報ぎふ
- 幼稚園、保育所等

● 市教育委員会

- 各家庭に郵送で通知
- 広報ぎふ

● 市教育委員会

- 相談日を郵送で通知

案内
周知

- 市内2か所
- ※ 内1回は肢体不自由・病弱対象
※ オンラインでも参加できます

● 岐阜市教育研究所

※ 岐阜市外見

● 各小学校

● 岐阜市教育研究所

※ 岐阜市外見

会場

※ H31.4より岐阜市就学指導委員会から名称を変更しました。

【学校見学・教育相談を行っています。詳細、申し込みは各小学校・特別支援学校にお問い合わせください。】

4 就学先決定までの流れ

ここへ参加された方に対し、個別の就学相談会までに、希望に応じて、市教委担当者が園等の参観を行います。

◆ 夏の就学相談会

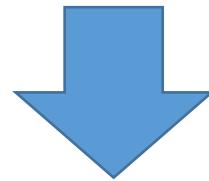
- ・ 期日 6月20日（火）21日（水）22日（木）23日（金）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所（説明会についてはオンラインで視聴も可）
- ・ 対象 就学前の年長児
- ・ 内容
 - ◆説明会：特別支援学校、特別支学級、通級指導教室等の説明
説明会后 1人10分程度の個別相談を実施（希望者）
 - ◆判定会：特別支援学校への就学希望児のみ
親子で参加 1人50分程度
（その後の判定の変更はできません。）
- ・ 申込 岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が各自で申込み
 - *各保育園・幼稚園・児童発達支援事業所等へ案内を送付
 - *学校指導課ホームページに掲載
 - *広報ぎふ（6月1日号）に掲載

4 就学先決定までの流れ

就学時健康診断の際に、各小学校へ就学相談会への参加の意思を伝える。

◆ 個別の就学相談会

- ・ 期日 10月24日～11月2日（8日間）
- ・ 場所 岐阜市教育研究所
- ・ 対象 4月から特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室での支援を希望する年長児
- ・ 目的 望ましい就学の場についての相談
- ・ 内容 発達検査、様子の観察、保護者との懇談（約1時間30分）
- ・ 申込 各小学校で実施される就学時健康診断にて、申し込みの案内用紙を配布します。
岐阜市オンライン申請総合窓口サイトより保護者が各自で申込み



就学相談会の後

「岐阜市教育支援委員会」にて審議し、判定を出します。

***この会に参加しないと4月から支援を受けることができません。**

5 望ましい就学先決定のために

5 望ましい就学先決定のために

どのように考えるか … 関係機関とよく相談を！

- * 「少し心配」という程度であれば、**まず通常の学級で学校生活をスタート**してみる。
その様子を見ながら、必要であれば入学後に判定を受け、特別な支援が受けられるようにする。（判定の機会は、年に5回あります）
- * **最初から特別な支援を受けて**、学校生活をスタートする。
その様子を見ながら、徐々に支援を減らしていき、特別な支援を終了する。

就学先決定後も、お子さんの状態に合わせて
学びの場の変更ができます。

5 望ましい就学先決定のために

就学先の学校と繋がる

実際の学校を見る > 人から話を聞く

- ・どんな支援が受けられるのか。
- ・どんな子どもたちが通っているのか。
- ・学校の雰囲気
- ・先生方の様子

など

<学校見学会>

- *特別支援学校 … 6月～
- *小学校 … 7月～9月

小学校の窓口は教頭先生
です。
7月上旬までに各学校
に連絡をしてください。

5 望ましい就学先決定のために

医師の診断書について

- ・ 「自閉症・情緒障がい特別支援学級」
「LD・ADHD等通級指導教室」を利用するときに
必要です。
(発達障がいにかかわる診断が無い場合は、
判定が出ません)
- ・ その選択が視野に入る場合は、「個別の就学相談会」
に間に合うよう、9月頃までに医療機関を受診してくだ
さい。

5 望ましい就学先決定のために

特別支援学校への就学を考える場合

- ・ 「特別支援学校」に就学する場合は、就学を希望する特別支援学校の教育相談を受ける必要があります。
- ・ 11月末には就学する学校を確定するため、それまでに教育相談を受けてください。
- ・ 特別支援学校により異なりますが、8～9月頃に教育相談を開始するところが多いです。10月～11月は込み合うようです。

大切な一人ひとりの子どもたち

*必要な支援は？

*力を伸ばせる場は？

十分な相談をお願いします！

※不明な点、迷ったときは、市教委へ

